

## 平成 20 年度新分野進出等表彰事業の募集について

新分野・新事業への進出、新技術・新工法の開発等、経営体質の強化に意欲的に取り組んでいる建設企業を表彰します。

皆様からの積極的な応募をお待ちしています。

### 1 目的

岩手県では、新分野・新事業への進出、新技術・新工法の開発等への先進的・意欲的な取組み事例の中で、雇用効果が高いもの、事業の継続性や将来の発展可能性があるもの、地域経済社会への貢献が認められるものなどを表彰することにより、経営体質の強化への取組み意欲を喚起し、建設業の構造改革の推進を図っています。

### 2 事業概要（フロー）

事業の概要及び流れは、別紙の「事業スキーム」のとおりです。

### 3 表彰対象者等

#### (1) 対象者

経営体質の強化に意欲的に取り組んでいる岩手県内に本社を有する建設業許可業者（以下「許可業者」という）及びその許可業者の子会社、関連会社・グループ等による事業経営体とします。

なお、関連会社等が単独で事業経営している場合、許可業者である建設業本体は対象となりません。

（対象とする事業例）

- ・建設業本体による単独事業
- ・建設業本体と子会社又は建設業本体と関連会社（又は関連法人）との共同事業

#### (2) 対象とする事業期間

原則として、平成 13 年度以降に開始した取組みを対象とします。

#### (3) 対象事業

「農林水産」、「環境リサイクル」、「保健福祉生活」、「建設（技術・工法、リフォーム等）」又は「サービス関連（小売・飲食、サービス等）」の 5 つの事業分野とします。

また、事業の本拠（事業所・店舗・作業所等）が、概ね許可業者の本社が所在する広域生活圏またはそれに近接する市町村内である事業とします。

なお、過去に新分野進出等表彰事業により表彰を受けた取組みは、対象外とします（表彰を受けた企業による他の取組み及び奨励企業の取組みは対象とします）。

### 4 応募方法等

#### (1) 応募期間

平成 20 年 9 月 17 日（水）～平成 20 年 10 月 17 日（金）

(2) 応募書類

別添の「平成20年度新分野進出等表彰事業 申請書」のほか、必要に応じて事業計画書、事業紹介する資料（パンフ・紹介記事等）等を添付のうえ、下記まで郵送により提出してください。

(3) 提出先

〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町 17-9 岩手県建設会館 3 階  
（社）岩手県建設業協会 経営支援センター

5 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

1次審査及び2次審査により行います。

〔1次審査〕：経営支援センターにおいて、平成20年10月下旬までに、5つの事業分野について5～6件程度を選定します。

〔2次審査〕：経営支援センターが設置する「外部審査委員会」において、平成20年11月下旬までに、必要に応じ現状調査、ヒアリング等を実施し、5つの事業分野ごとに概ね3社を選定します。

(2) 審査項目

1次審査及び2次審査における審査項目は、以下のとおりとします。

〔1次審査〕

事業実績（売上額・収益性）

雇用実績（雇用者数、雇用形態）

投資・活動実績（設備投資額・事業の活動実績・社会的周知度）

〔2次審査〕

事業の将来性（経営・雇用の見通しなど）

新規性・独創性（技術・商品・事業スキーム等の新規性・独創性）

社会貢献性（地域経済への貢献度、産地形成など）

会社としての「経営革新」への取組状況（他の新分野・新事業、新技術・新工法、新規市場開拓、経営強化への取組みなど）

6 表彰者及び奨励企業の決定

岩手県において、平成20年12月上旬を目途に、経営支援センターからの推薦を受けた対象者の中から表彰者を決定し、平成21年2月に開催予定の「新分野・新事業フォーラム」（以下「フォーラム」という）の場において表彰を行います。

なお、審査結果に応じて「最優秀賞」及び「優秀賞」を決定するとともに、1次審査の結果、2次審査の対象とならなかったもの、及び2次審査の結果、表彰の対象とならなかったものについては、外部審査委員会に諮り意欲ある取組みと評価したものを「奨励企業」として別途認定します。

7 表彰見合わせ

県は、失行があった者等本表彰の目的にふさわしくないと認められる者が申請した事業は、表彰を見合わせすることができます。

## 8 表彰者の表彰と事業紹介

各事業分野の表彰者については、フォーラムの中で表彰を行うとともに、発表を行っていただくほか、報告書を取りまとめるなど、広く周知に努めることとします。

## 9 県営建設工事請負資格における評価

### (1) 平成19年度及び20年度において表彰を受けた者等

平成19年度及び20年度において表彰を受けた者又は奨励企業として認定された者に対しては、岩手県の平成21・22年度県営建設工事請負資格で次のとおり評価します。

点数 「最優秀賞」: 20点 「優秀賞」: 10点 「奨励企業」: 5点

加算期間 2年間

同じ企業が2年連続して受賞した場合、点数の高い方を加算対象とする。

同じ企業が複数の事業分野で受賞した場合、点数の高い方を加算対象とする。

### (2) 平成17年度及び18年度において表彰を受けた者

平成17年度及び18年度において表彰を受けた者が表彰の対象となった事業を継続して取り組んでいる場合には、平成21・22年度県営建設工事請負資格審査で加算を継続する方向で検討します。

なお、具体的な要件等については、別途公表することとします。

## 10 問合せ先

岩手県 県土整備部 建設技術振興課 建設業振興担当 下山

TEL 019-629-5954

FAX 019-629-2052

申請書の応募先は、上記4のとおり、(社)岩手県建設業協会 経営支援センターとなっております。